原本証明の方法

原本証明とは、原本を提出することができない書類についてその写しを提出する場合、確実に原本の写し（コピー）であることを申請者名義で証明していただくものです。
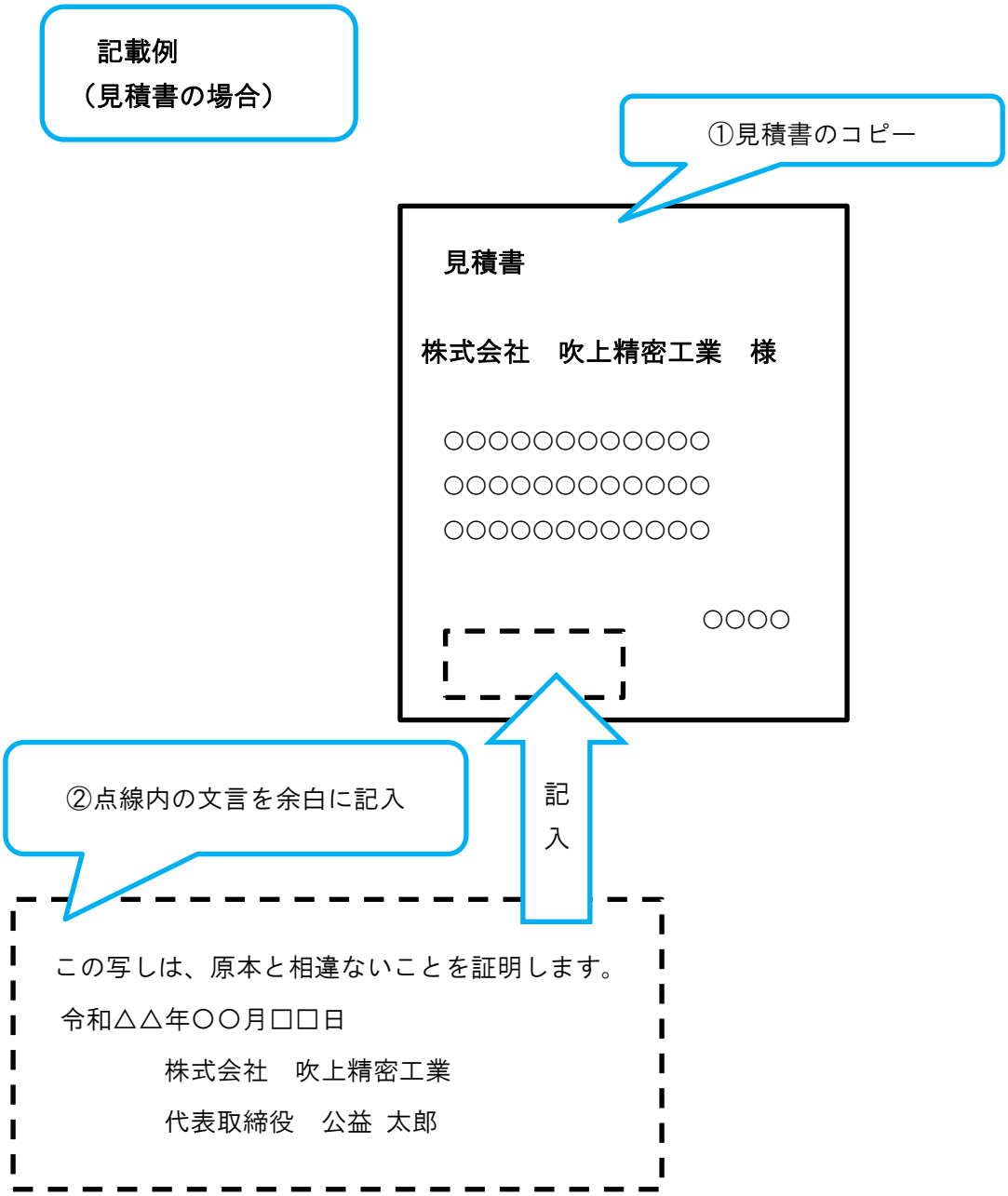
下記の記載例を参考に、原本証明が必要なそれぞれの書類の写しの余白に直接記載してください。